

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

平成27年7月7日午後3時破産手続開始決定

平成27年12月2日午後1時30分第1回債権者集会期日

平成28年5月23日午後1時30分第2回債権者集会期日

平成28年5月23日

東京地方裁判所民事第20部特定管財2係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-2-1 MK麴町ビル8階

麴町パートナーズ法律事務所

電話03-3556-6939/Fax03-3234-4525

破産管財人 弁護士 小林 克典

第2回債権者集会の報告書

破産財団の残高

金1億6570万4781円(平成28年5月23日時点)

破産管財業務の経過

別紙のとおり

以上

第1 管財業務の概要

これまでの管財業務の概要は次のとおりである。

1 役員等に対する法的手続

(1) 元代表取締役に対する法的手続

第1回債権者集会の報告書でも述べたとおり破産者には多額の使途不明金があるため、破産管財人においてその行方について調査を行なった。その過程

で、破産者の元代表取締役である A 氏は、破産管財人に対し、平成27年8月17日付で、平成24年5月31日から平成27年4月24日までの間にゆうちょ銀行の貯金口座から14億8099万8340円を

現金で引き出し、そのうち約12億円を呉昇興（通称マイケル・ウー）氏へ手渡したと説明する書面を提出してきたが、呉昇興氏はその受領を否定している（なお、A氏は、後に上記説明を否定する文書を提出してきている。）

破産管財人の調査により上記貯金口座の管理はすべて俵一平氏が行っていたと判明したため、同口座からの出金も同人が行っていたことは確実であり、その具体的使途を更に調査する必要がある。

そこで、上記出金の具体的使途を解明し、かつ、その回収を図るべく、俵一平氏に対して法的手続を取っている。

(2) その他の役員等に対する責任追及

後記第5のとおり、役員に対する責任追及について積極的に検討を行なっている。また、台湾在住のマイケル・ウーに対しても2回の事情聴取を行うなどして責任追及の可否等を検討しているところである。

2 会員に対する訴訟の提起

第1回債権者集会の報告書でも述べたとおり、破産者は化粧品等の「リレーションセールス」の運営以外の事業を何一つ行っておらず、かつ、その「リレ

ーションセールス」は、その実態（会員からの入金額に見合う在庫商品がないこと、外部に商品を売り上げた実績がないこと、上位会員の下に2以上の下位会員が加入することを予定していたこと、短期間で出資額に対して高配当を約束する等）から判断すると違法な無限連鎖講であり、その全体が公序良俗違反により無効になると考えられる。

この無限連鎖講は破綻が必至のものであるため、早期に参加した会員の利益は、後期に参加した会員の損失の下に得られたものである。こうした不公平を放置することは許されないから、会員が公序良俗違反無効の上記「リレーションセールス」によって得た不当な利益を破産財団に返還させた上で、損失を被った会員への配当を行なうことで、上記の不公正を是正する必要がある。

そこで、破産管財人は、上記「リレーションセールス」によって利益を得た者に対し、その利得の返還を求めて訴訟提起を行なうこととし、平成28年5月17日、最初の訴訟を東京地方裁判所に対して提起した（平成28年（ワ）第15630号不当利得返還請求事件）。

利得をした会員は相当数存在するため、今後も順次、各利得者に対して訴訟を提起することを予定している。

3 経理等の調査

引き続き経理等の調査を行ない、破産者の使途不明金等の全容解明に努めている。

4 警察に対する情報の提供

破産者の活動内容については、警視庁捜査二課及び大阪府警捜査第二課に対し、情報を提供している。

5 ホームページの更新

債権者等の関係者に対する広報のため、次のホームページの更新手続を行なっ

ている。また、債権者から要望のあったスマートフォン・タブレット端末での閲覧に対応した。

<http://www.k-partners.jp/hasan.html>

第2 主な換価業務の概要

第1回債権者集会における報告と同様である。

第3 破産財団の状況

- 1 現在までに、金1億7965万7987円を収集した。
- 2 現在の破産財団は、1億6570万4781円である（平成28年5月23日現在）。

第4 負債の状況

1 破産債権届出の状況

届出件数は6143件、明記された届出額は153億1042万6858円であるが、届出額不詳の届出が多数あるため調査の必要がある。現時点では、換価業務未了のため、債権認否は留保する。

なお、届出の多くは破産者が運営していた前記「リレーションセールス」システムで計算されたポイントの値で行われている。これらの金銭的評価の方法等については検討の必要がある。

- 2 収支計算書のとおり、判明している財団債権を支払っている。

第5 今後の予定

1 役員等に対する法的手続

上記第1で述べたとおり、役員等に対する責任追及を積極的に検討する。破産者の行っていた活動は前記のとおり違法性の強いものと考えられ、役員等に一定

の責任があることは否定できないため、その責任追及を行なう。その範囲については現在検討中である。

2 会員に対する訴訟提起

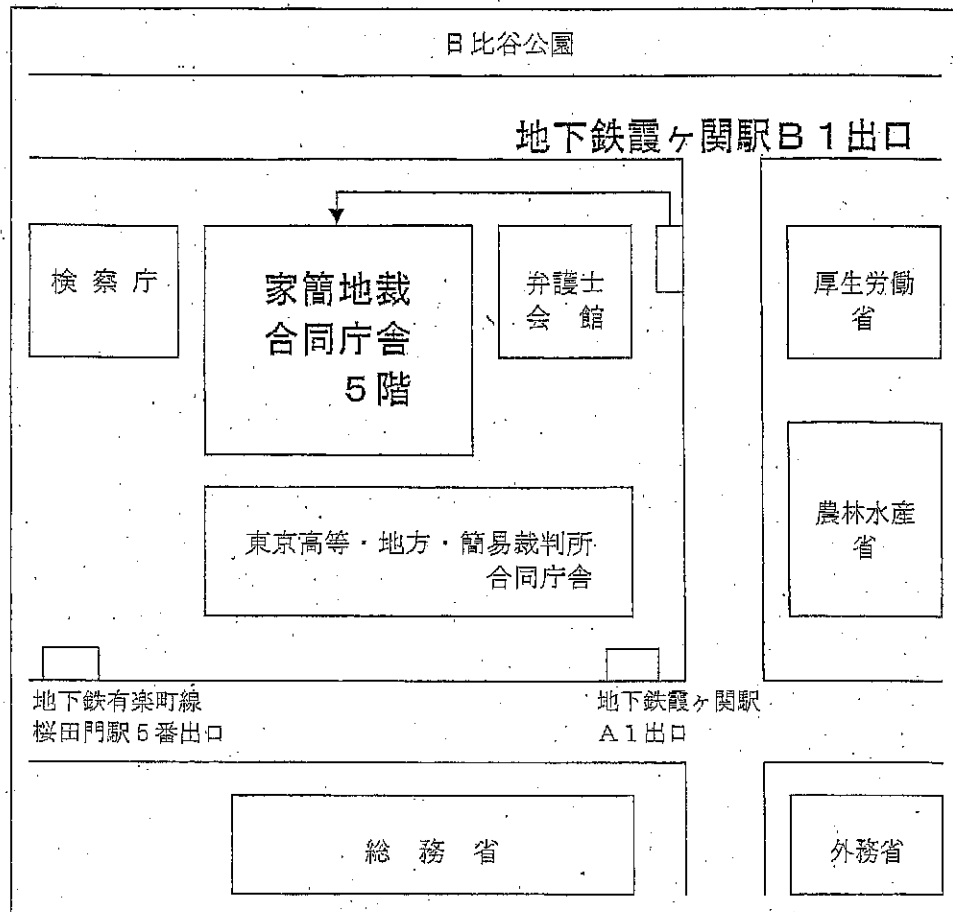
上記第1で述べたとおり、順次、不当に利得を得た会員に対して返還請求訴訟を提起し、財団の拡充を図る。

3 次回債権者集会

第3回の債権者集会は、平成28年11月7日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部（添付地図参照）を予定している。

以上

債権者集会場のご案内



債権者集会は

家簡地裁合同庁舎 5階

債権者等集会場 1

で行います。

出席される場合は場所をお間違いないようご注意ください。

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

破産管財人 弁護士 小林 克典

財 産 目 録

(開始決定日=平成27年7月7日現在)

資 産 の 部

単位=円

番号	枝番	科 目	簿価 又は 申立書記載金額	時価評価額	財団組入 (見込)額	備 考	残務 (○=未了)
1		現金 (平成27年7月9日引継)	5,000,000	5,000,000	5,000,000		
2		預金					
	1	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0107045			171,835		
	2	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149230			0		
	3	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149214			358		
	4	三井住友銀行 浜松町支店 普通 7625249			51,924		
	5	みずほ銀行 梅田支店 普通 1474234			7,816		
	6	ゆうちょ銀行 62019961			1,090,745		
3		動産(在庫商品)			10,500,000	H27.8.24売却許可	
4		関連会社等からの入金					
	1	(株)ソワン&ライフ			12,960,000		
	2	(株)ソワンティック			27,911,520		
	3	(株)芦屋龍命本舗			51,840,000		
	4	(株)グッドエイジ			70,000,000		
5		社宅解約清算金			95,233		
6		所得税還付金			8,635		
7		保証金返還(沖縄事務所ガス契約)			5,530		
8		預金利息			14,357		
9		労働保険料還付金			34		
		資産合計	5,000,000	5,000,000	179,657,987		

負 債 の 部

番 号	科 目	届出債権額	評価額(異議の ない債権額)	備 考
1	財団債権(公租公課)	5,700		
2	財団債権(電気)	29,227		
3	財団債権(水道)	2,517		
4	財団債権(電話等通信)	64,624		
5	普通破産債権	15,310,324,790		※変動予定
	負債合計	15,310,426,858	0	

収支計算書

自 平成27年7月7日
至 平成28年5月23日

平成27年(フ)第6000号
破産者 株式会社goodgo99
破産管財人 弁護士 小林 克典

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金 (平成27年7月9日引継)	5,000,000	1	小口現金(通信費・事務用品・集会準備費用等)	1,402,821
2	預金解約払戻金	1,322,678	2	倉庫料	655,545
3	在庫商品売却	10,500,000	3	人件費(派遣社員)	2,921,562
4	関連会社等からの入金	162,711,520	4	賠償責任保険料	303,180
5	社宅解約清算金	95,233	5	事務所撤去費等	2,135,904
6	所得税還付金	8,635	6	交通費	1,066,366
7	保証金返還(沖縄事務所ガス契約)	5,530	7	振込手数料	9,828
8	預金利息	14,357	8	手続費用	5,458,000
9	労働保険料還付金	34			
	合計	179,657,987		合計	13,953,206

差引残高 165,704,781